平成２２年（フ）第２８４５号
神奈川県藤沢市大庭5220番地の１　藤沢西ガーデンハウス202号
債務者　近藤江梨花
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２４号
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目６番21号　善行コーポレイ101
債務者　佐藤　豊幸
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１１号
神奈川県茅ヶ崎市松林３丁目８番25号
債務者　飛尾　　律
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４１８号
横浜市戸塚区小雀町2015番地　エクセレントＳ－Ｉ－101号
債務者　沼本　邦浩
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３９号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜２丁目19番15号　メゾン七里ガ浜101
債務者　中川　圭子
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５０７号
神奈川県藤沢市藤沢34番地の２　ライオンズプラザ藤沢1002号
債務者　徳光　雅之
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５１２号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目39番地12　エスポワール瀬谷101
債務者　佐藤　敏幸
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６３号
横浜市保土ケ谷区仏向町1186番地　第５コーポふじ２－Ｄ号
債務者　野底　　渡
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０６号
神奈川県藤沢市大庭7884番地
債務者　飯島　和之
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１１号
神奈川県海老名市杉久保南３―28―６―203、住民票上の住所神奈川県海老名市中河内703番地
債務者　遠藤　智美
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１７号
横浜市神奈川区西大口123番地１　妙蓮寺スカイマンション206号
債務者　谷口みどり（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６０号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地22棟202号
債務者　大堤　　武
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８９号
相模原市中央区上溝2515番地21
債務者　磯貝　壽子
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７３号
岡山県苫田郡鏡野町塚谷315番地、住民票上の住所岡山県苫田郡鏡野町塚谷323番地
債務者　内田　政宏
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時　岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７１３号
静岡県磐田市見付3328番地
債務者　鈴木きぬえ
１　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
熊本県八代市花園町２番地８
債務者　花山　正和（旧姓吉本）
１　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時　熊本地方裁判所八代支部